

新型コロナウイルス感染拡大防止のお願い

ご就業中の皆さま

平素よりパーソルグループで就業いただきありがとうございます。スタッフの皆さまに重要なご連絡です。

昨年より継続している新型コロナウイルス感染拡大防止への取り組みに、長期間にわたり配慮や調整をいただきながら、ご就業を継続いただいている皆さまに改めて感謝申し上げます。

お住まい、または就業先の地域の状況に応じ、適宜会食や帰省・旅行等の計画を柔軟に変更・延期していただくなど、感染拡大防止にご協力いただくよう、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

1. 日常生活の留意点について

日常生活の中でこれまでに習慣化した「手洗い」「咳エチケット」「マスクの着用」「人と人との距離の確保（ソーシャルディスタンス）」「三密の回避」などの感染防止策について、引き続きご留意をお願いします。

また、新型コロナウイルスは、無症状や軽症と診断された方の症状が急変する事例も報道されています。

ご自身の体調の変化を日々アンテナ高くチェックし、万一体調に違和感がある場合は無理なさらずお休みを取り、かかりつけ医や地域の保健所等に相談の上、しっかりと療養をお願いします。

なお、お休みされる際は、担当オフィスおよび就業先の双方へご連絡をよろしくお願いいたします。

2. 感染時、または感染の疑いが生じた場合のご連絡

万一、ご自身が新型コロナウイルスに感染した場合、または感染の疑いが生じた場合も、担当オフィスまでご連絡ください。

- 1) ご自身が検査の結果、陽性と診断された場合
- 2) ご自身が国または保健所から、感染者の濃厚接触者として指定された場合や、検査の指示・連絡があった場合
- 3) 同居のご家族など、濃厚接触がある方が感染した場合
- 4) ご自身に＜感染を疑う症状＞がある場合

＜感染を疑う症状＞とは

次のような場合は、担当オフィスに連絡のうえ、「帰国者・接触者相談センター」にもご相談ください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）
- ・風邪のような症状、37.5度以上の発熱が4日以上続く場合

ご参考:各都道府県の「帰国者・接触者相談センター」案内ページ（厚労省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

3. 海外への渡航について

政府や外務省から発出される感染症危険情報レベル情報などを鑑み、また渡航前の状況が問題ない場合でも、渡航期間中に現地の状況が悪化する可能性も念頭に、引き続き当面の期間、海外への渡航の中止または延期をお願いします。

万一、急を要する渡航の用がある場合は、必ず事前に担当オフィスおよび就業先にご相談ください。
外務省・厚生労働省の指示状況により、帰国後の就業に制約や受診指示をする場合がございます。

ご参考:外務省海外安全 HP (新型コロナウイルス感染症に関する緊急情報)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ご参考:厚生労働省 HP (新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルスの感染防止の取り組みは、日常の対応になってまいりました。

今後、ワクチンの接種も進んでまいりますが、まだまだ油断できる状況ではございません。引き続きこれまで同様に、感染防止には充分にご留意いただき、健康・安全にお過ごしください。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

2021/8/27